

## 蒲郡市障害者控除対象者認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の所得税法上の取扱いについて（昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知）及び高齢者の地方税法上の取扱いについて（昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知）に基づき、障害者控除対象者の認定について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 障害者及び特別障害者（以下「障害者控除対象者」という。）に係る認定の対象となる者（以下「認定対象者」という。）は、満65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた市内に住所を有するものとする。

(認定申請)

第3条 認定対象者に係る障害者控除対象者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（第1号様式）に必要な事項を記入し、次のいずれかの書類（以下「確認書類」という。）を添えて蒲郡市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、現に東三河広域連合長が確認書類を保管する場合は、確認書類の添付を要しないものとする。

- (1) 介護保険法に基づく要介護認定に係る認定調査票又は主治医意見書
- (2) 医師の診断書又は意見書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 認定対象者
- (2) 認定対象者と生計を一にする親族
- (3) 認定対象者の法定代理人又は相続人

3 第1項ただし書の場合において、同項に規定する申請は、障害者控除対象者認定申請書の提出に代えて、電磁的記録により行うことができる。

(認定基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定対象者を障害者と認定するものとする。

- (1) 法第27条第2項に規定する調査又は同条第3項に規定する意見等（以下「認

定調査等」という。)において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ又はⅢであること。

(2) 認定調査等において、障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がAであること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定対象者を特別障害者と認定するものとする。

(1) 認定調査等において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅣ又はMであること。

(2) 認定調査等において、障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB又はCであること。

(認定基準日)

第5条 障害者控除対象者に係る認定の基準となる日は、所得税法(昭和40年法律第33号)第85条第2項並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第34条第8項及び第314条の2第8項の規定により、所得税の申告に係る当該年の12月31日又は市民税及び県民税の申告に係る当該年の前年の12月31日とする。ただし、認定対象者が年の途中において死亡し、又は国外に出国する場合は、当該死亡又は出国の日とする。

(認定書の交付等)

第6条 市長は、第3条の規定に基づき申請された内容を審査し、障害者控除対象者に該当すると認めたときは、速やかに申請者に障害者控除対象者認定書(第2号様式。以下「認定書」という。)を交付するものとし、障害者控除対象者に該当しないと認めたときは、申請者に障害者控除対象者非該当通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、認定対象者が申請者である場合において、認定対象者が死亡し、又は出国していることを知ったときは、認定対象者の相続人又は生計を一にする親族等に対し前項の認定書の交付を行うものとする。

3 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同条第2項各号のいずれかに該当する者に対して、職権により第1項の認定書を交付することができる。

(届出事項)

第7条 認定書の交付を受けた者は、認定対象者の障害の程度の変更又は障害の消滅が生じた場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(障害の程度の変更)

第8条 認定書の交付を受けた者は、障害者控除対象者の障害の程度の変更により認定書の認定区分に変更がある場合は、再度障害者控除対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の変更に係る認定については、第2条から第6条までの規定を準用する。

(認定書の再交付)

第9条 認定書の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じた場合には、市長に対し障害者控除対象者認定書再交付申請書(第4号様式)により認定書の再交付の申請を行うものとする。

- (1) 認定書を毀損したとき。
- (2) 認定書を紛失したとき。
- (3) 認定書の記載事項に変更が生じたとき。

(手数料)

第10条 第6条の規定による認定書の交付又は前条の規定による認定書の再交付に係る手数料については、蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)第7条第1項の規定により免除するものとする。

(記録の整備)

第11条 市長は、障害者控除対象者認定書交付台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、同日以後に第5条に定める認定基

準日が到来する者について適用する。

# 障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 (認定対象者との続柄 )

電 話 ( ) ー

下記の者を所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める 障害者 として 特別障害者 認定してください。

なお、障害者控除対象者認定のために、介護保険要介護認定情報について市が調査することに同意します。

## 記

認定対象者	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
使用目的	年分所得税等申告等			

## ※ 長寿課記入欄

判定日における 要介護認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----------------------	---------------

〒  
蒲郡市

様

障害者控除対象者認定書（ 年所得申告分）

年 月 日

蒲郡市長



下記のとおり所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める障害者・特別障害者として認定する。

記

認定対象者	住所			
	氏名		生年月日	
障害の程度				
備考				

障害者控除対象者認定書を受けた者は、認定対象者の障害の程度の変更又は障害の消滅が生じた場合、すみやかに蒲郡市長にその旨を届け出なければならない。

## 障害者控除対象者非該当通知書

年 月 日

様

蒲 郡 市 長



年 月 日付けで申請のあった 年分所得税等申告等における下記の者の申請について、非該当とすることに決定しましたので通知します。

記

認定対象者	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
理 由				

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服があるときは、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 障害者控除対象者認定書再交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

(対象者との続柄 )

電 話 ( ) —

下記の者の障害者控除対象者認定書の再交付をしてください。

記

認定対象者	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
使用目的	年分所得税等申告等			
事由	<input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 記載事項の変更 住 所 (変更前 ) 氏 名 (変更前 ) その他 ( )			